

電気工事業者の更新登録申請について

千葉県知事の登録を受けた電気工事業者の方が、登録の更新をする場合は、下記により手続きをしてください。更新の申請は、有効期間満了日の1か月前から受付いたします。

なお、有効期間を過ぎて申請した場合は、新規扱いとなりますので注意してください。

記

1. 申請先 千葉県防災危機管理部 産業保安課（電気担当）
千葉県庁中庁舎7階 千葉市中央区市場町1番1号
電話：043-223-2722
受付時間：午前9時～12時 午後1時～午後5時

千葉県庁は、土日祝日に事務の取扱を行っておりませんので注意してください。

2. 申請書類

- (1) 登録電気工事業者更新登録申請書
- (2) 手数料 千葉県収入証紙 12,000円
千葉県収入証紙は、県庁中庁舎地下1階売店にて販売しています。
- (3) 申請者の住民票又は登記事項証明書（6ヶ月以内に発行されたもの。）
申請者が千葉県内に住民票のある個人の場合・・・不要
（住民基本台帳ネットワークシステムにて確認いたします。）
申請者が千葉県外に住民票のある個人の場合・・・本人の住民票抄本
申請者が法人の場合・・・法人の履歴事項全部証明書（登記事項証明書）
- (4) 誓約書（法第6条に規定する登録の拒否要件に該当しない者であることの誓約）
- (5) 主任電気工事士の雇用証明書
次の場合には、必要ありません。
申請者が個人の場合で、申請者と主任電気工事士が同一の場合
申請者が法人の場合で、役員のいずれかが主任電気工事士となる場合
- (6) 主任電気工事士の電気工事士免状の写し
（第一種の方は、受講履歴が確認できるようにコピーしてください）
- (7) 従前の登録電気工事業者登録証

なお、次の場合は別途届出が必要となります。（問い合わせください）

- 電気工事業をやめた場合は、廃業届の提出。（登録証の返納）
登録事項に変更がある場合は、登録事項等変更届出書の提出。
（変更内容によって、添付書類が異なり、手数料がかかる場合があります）
建設業許可を取得した場合は、電気工事業開始届出書の提出。（登録証の返納）